

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「若しくは外国法人」を削り、同項を同条第二項とする。

第五十七条の四第三項第三号中「株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合」を「株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。）以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されない場合」に改める。

第六十五条第一項中「ものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く」を削り、「提供（）の下に「次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。」を加える。

第六十六条第一項中「製造」の下に「及びソフトウェアの開発」を加え、「二年」を「一年」に改め、

同条第二項中「（損失が生ずると見込まれるものを除く。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき、着工の年の翌年以後のいずれかの年ににおいて当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合には、その経理しなかつた年の翌年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

第六十六条第二項各号を削る。

第六十七条の二第二項中「賃借」を「貸借」に改める。

第七十八条の見出しを「（寄附金控除）」に改め、同条第一項中「特定寄付金」を「特定寄附金」に改め、同条第二項中「特定寄付金」を「特定寄附金」に、「掲げる寄附金」を「掲げる寄附金」に改め、同項第一号中「寄付金」を「寄附金」に、「その寄付」を「その寄附」に改め、同項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）」の規定により設立された法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に、「行なう」を「行う」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、同項第三号中「別表第一第一号」を「別表第一」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第三項中「特定寄付金」を「特定

寄附金」に改め、同条第四項中「寄付金控除」を「寄附金控除」に改める。

第八十七条第一項及び第一百二十条第三項第一号中「寄付金控除」を「寄附金控除」に改める。

第一百六十一条第一号の二中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条第四号イ中「公社債のうち」を削り、同号ハを同号ニとし、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

□ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

第一百八十条の二第一項及び第二項中「同号口」を「同号ハ」に改める。

第二百二十四条の四の次に次の一条を加える。

（先物取引の差金等決済をする者の告知）

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以

下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 委託により商品先物取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項（定義）に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた同法第二条第十八項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）

一　商品先物取引をした場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該商品先物取引の相手方である商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

二　委託により市場^{デリバティブ}取引（金融商品取引法第二条第二十一項（定義）に規定する市場^{デリバティブ}取引のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該市場^{デリバティブ}取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場^{デリバティブ}取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場^{デリバティブ}取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

四　店頭^{デリバティブ}取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭^{デリバティブ}取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該店頭^{デリバティブ}取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長（店頭^{デリバティブ}取引の取次ぎにより当該金融商品取引業者等が当該店頭^{デリバティブ}取引の取次ぎを行つては、当該委託の取次ぎを受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

リバティイブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長)

- 2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める決済をいう。

一 商品先物取引 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 市場デリバティイブ取引又は店頭デリバティイブ取引 当該市場デリバティイブ取引又は店頭デリバティイブ取引の決済（当該市場デリバティイブ取引又は店頭デリバティイブ取引に係る金融商品取引法第二条第二百二十五条第一項中「第十一号に規定する交付」の下に「及び第十三号に規定する差金等決済」を、「当該交付」の下に「及び当該差金等決済」を加え、同項第十二号中「前条」を「第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）」に改め、同項に次の一号を加える。

- 十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をする同条第一項に規定する商品取引員等

別表第一第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
---	-----

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の後に次のように加える。

公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
--------	--

別表第一第一号の表国家公務員の団体（法人であるものに限る。）の項、財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項及び社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）の項を削り、同表商品先物取引協会の項中「（昭和二十五年法律第二百三

十九号）」を削り、同表地方公務員の団体（法人であるものに限る。）の項を削り、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
--------	----------------------

別表第一第一号の表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削り、別表第一第一号の号名を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

〔第三章 課税所得等の範囲等〕

目次中「第三章 課税所得等の範囲（第五条—第十条の二）」を 第一節 課税所得等の範囲（第五

第二節 課税所得の範囲の変更等

条一第十条の二) に、「第十款 各事業年度の所得の金額の計算の細目(第六十五条)」を

「第十款

(第十条の三)」

第十一款

公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算(第六十四条の四)

に、「第二款 申告、納

各事業年度の所得の金額の計算の細目(第六十五条)

付及び還付(第一百二条ー第一百十七条)」を

「第三款 申告、納付及び還付(第一百二条ー第一百十条)

第四款 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場

に改める。

合の特例(第一百一条ー第一百十七条)」

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつ

てその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

- その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

第二条第十三号中「営まれる」を「行われる」に改め、同条第三十六号中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に、「一部分配」を「一部分配等」に改め、同条第四十二号中「一部分配」を「一部分配等」に改める。

第四条第一項ただし書中「内国法人である」を削り、「営む」を「行う」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「外国法人である公益法人等又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

第四条の五第二項中「及び第三号」を「第三号、第六号及び第七号」に改め、同項第一号中「完全支配関係」の下に「（第七号において「完全支配関係」という。）」を加え、「こと。その」を「こととその」に改め、同項第二号中「こと。その」を「こととその」に改め、同項第五号中「又は第三号」を

「第三号、次号又は第七号」に、「除く。」。その」を「除く。」その」に改め、同項に次の二号を加える。

六 連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

七 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

第一編第三章の章名を次のように改める。

第三章 課税所得等の範囲等

第五条の前に次の節名を付する。

第一節 課税所得等の範囲

第九条に次の一項を加える。

2 外国法人（人格のない社団等に限る。）の前項に規定する国内源泉所得に係る所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同項の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課

さない。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十条の二中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第一編第三章に次の一節を加える。

第二節 課税所得の範囲の変更等

(課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用)

第十条の三 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

- 一 第八十一条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）
- 二 第八十二条の三十一第三項（連結欠損金の繰戻しによる還付）

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

二 第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

三 第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

四 第八十一条

3 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「内国法人である」を削り、「ついては、」を「ついては」に、「開始した日」とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等については当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。」に改め、同項第二号中「外国法人である公益法人等又は」を削り、同条第四項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第十四条中「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に、「第十三号にあつては同号」を「第十
三号及び第十八号にあつてはこれらの規定」に改め、同条第四号中「第十八号」を「第二十号」に改め、
同条第九号中「第十七号及び第十八号」を「及び第十七号から第二十号まで」に改め、同条第二十三号
を同条第二十七号とし、同条第十九号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十八号を同条第二
十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を

開始した場合（人格のない社団等にあつては、前条第四項に規定する場合に該当する場合を除く。）

その開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間

二十二 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場
合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつた場
合 その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいづれかに該当することとなつた日の前日までの
期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第十七号を同条第十九号とし、同条第十六号の次に次の二号を加える。

十七 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなつた場合
その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当すること
となつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する
事業年度終了の日までの期間

十八 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある
場合において、連結法人の連結事業年度の中途において当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該
当することとなつたとき その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの
期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌
日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

第三十七条第一項中「（第四項において「損金算入限度額」という。）」を削り、同条第三項第二号中
「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を
「公益社団法人、公益財団法人」に改め、同条第四項中「（別表第二に掲げる一
般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「に係る損金算入

限度額」を「終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に、「当該損金算入限度額」を「当該計算した金額」に改め、同項ただし書中「内国法人である」を削り、同条第五項中「内国法人である」を削り、「金額」の下に「（公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するもののために支出した金額）」を加える。

第三十八条第二項第一号中「第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行う法人」を「第六十六条（人格のない社団又は財団等」に改める。

第五十二条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公

益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項の規定は、適用しない。

第六十一条の二第十四項第三号中「株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合」を「株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。）以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されない場合」に改める。

第六十二条第一項中「内国法人は」を「内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）は」に改める。

第六十二条の二第二項中「同項の内国法人」を「同項の適格合併（同項の合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合における当該適格合併を除く。）によりその有する資産及び負債の移転をした内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）」に改める。

第六十三条第一項中「ものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く」を削り、「提供（）の下に「次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。」を加える。

第六十四条第一項中「製造」の下に「及びソフトウエアの開発」を加え、「二年」を「一年」に改め、同条第二項中「（損失が生ずると見込まれるもの除去。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合には、その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

第六十四条第二項各号を削る。

第二編第一章第一節中第十款を第十一款とし、第九款の次に次の一款を加える。

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（公益法人等に限る。次項において「特定公益法人等」という。）である内国法人が普通法人に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項に

において「累積所得金額」という。又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第二項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該被合併法人の当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積所得金額」という。）又は当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項又は第二項（公益認定の取消し）の規定によりこれらの規定に規定する公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人である場合、前項の内国法人が公益社

団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他
の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併
の日以後に公益の目的のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定め
るところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合
併前累積欠損金額に加算する。

4 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があ
り、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載
又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用するこ
とができる。

6 前二項に定めるもののほか、第三項に規定する政令で定める金額を支出した事業年度における処理そ
の他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項中「普通法人」の下に「一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般

財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「一般社団法人等」を加え、同条第三項中「内国法人である公益法人等」を「公益法人等（一般社団法人等を除く。）」に改める。

第六十八条第二項中「所得税法の規定により課される」を「課される同項の」に改める。

第七十一条第一項中「適格合併」の下に「（被合併法人のすべてが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）」を、「最初の事業年度」の下に「公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人に該当することとなつた場合のその該当することとなつた日の属する事業年度」を加える。

第七十二条第三項中「及び第七款」を「第七款及び第十款」に改める。

第八十一条の三第一項中「第十款」を「第十一款」に改める。

第八十一条の六第一項中「（第四項において「連結損金算入限度額」という。）」を削り、同条第四項中「当該連結事業年度に係る連結損金算入限度額」を「第一項の連結法人に係る連結親法人の当該連結事業年度終了の時の連結個別資本金等の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定め

るところにより計算した金額」に、「当該連結損金算入限度額」を「当該計算した金額」に改める。

第一百二条第一項中「最後の分配」の下に「又は引渡し」を加え、同項第三号中「分配を」を「分配又は引渡しを」に、「分配に」を「分配又は引渡しに」に、「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に改め、同条第二項中「及び第七款」を「第七款及び第十款」に改める。

第一百三条の見出しを「（残余財産の一部分配等に係る予納申告）」に改め、同条中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第一百四条第一項中「分配」の下に「又は引渡し」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第一百六条（見出しを含む。）及び第一百八条中「一部分配」を「一部分配等」に改める。

第一百十条第一項中「一部分配」を「一部分配等」に改め、同条第二項中「一部分配」を「一部分配等」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「附さない」を「付さない」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第四款 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例

第一百十一条から第百十七条までを次のように改める。

第一百十一条 公益法人等が清算中に内国普通法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に解散したものとみなして、前二款の規定を適用する。

第一百十二条から第一百十七条まで 削除

第一百十八条中「一部を分配した」を「一部の分配又は引渡しをした」に改め、「その分配」の下に「又は引渡し」を加え、「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に、「一部分配」を「一部分配等」に改め、「一部の分配」及び「これらの分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第一百十九条中「翌日」の下に「（清算中に公益法人等が内国普通法人等に該当することとなつた場合における当該内国普通法人等にあつては、その該当することとなつた日）」を加え、同条第二号中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に、「一部分配」を「一部分配等」に改め、「の分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第一百二十一条第二項第三号を次のように改める。

三 残余財産分配等予納申告書

第一百二十二条第二項第八号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第

四号中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は内国法人」を「内国法人」に、「開始した日から前二号」を「開始した日又は公益法人等（収益事業を行つてないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日（以下この号において「設立等の日」という。）から前三号」に、「その設立の日又は新たに収益事業を開始した日」を「当該設立等の日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 公益法人等（収益事業を行つてないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日の属する事業年度 同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいづれか早い日

第一百二十五条中「同条第二項第四号又は第五号」を「同条第二項第五号又は第六号」に、「同項第六号又は第七号」を「同項第七号又は第八号」に改める。

第一百三十六条第一項中「一部分配」を「一部分配等」に改め、同条第三項中「一部分配」を「一部分配等」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項中「附さない」を「付さない」に改める。

第一百三十八条第四号イ中「所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債のうち」を削り、同号ハを同号ニとし、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

第一百四十二条中「第十款」を「第九款」に改め、「除く。」の下に「及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）」を加える。

第一百四十三条第一項中「である普通法人又は人格のない社団等」を削り、同条第二項中「普通法人のうち」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第一百四十五条第二項の表第七十一条第一項（中間申告）の項中「適格合併」の下に「（被合併法人のすべてが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）」を加

損失金の繰越し
件）を除く

え、同表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中

二六

の要
損失金の繰越しの要件）並びに第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）を除く

、第七款及び第十款
損失金の繰越しの要件）を除く
損失金の繰越し
出資組合が賦課
額の損金算入)
の事業分量配当

の要件）並びに第四十六条（非
金で取得した固定資産等の圧縮
及び第六十条の二（協同組合等
等の損金算入）を除く
に改める。

第一百四十六条第二項の表第百二十二条第二項第三号の項を次のように改める。

第一百二十二条第二項第四号	内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、
収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当し	第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人の役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が同号に掲げる国内源泉所得で第一百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日又は

設立等の日	申告対象外国法人となつた日
なつた日	

第一百五十条の見出しを「（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）」に改め、同条第二項中「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公益法人等（収益事業を行つていらないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その事業の目的

三 その該当することとなつた日

第一百五十条の二第一項中「當む」を「行う」に改める。

第一百六十二条第一号中「一部分配」を「一部分配等」に改める。

別表第一第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

別表第一第一号の号名を削る。

別表第二中「第三条」の下に「、第三十七条、第六十六条」を加え、同表第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表貸金業協会の項の前に次のように加える。

一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
---------------------------	---	-----

別表第二第一号の表学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項中「（私立学校法）の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加え、「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
--------	--

別表第二第一号の表国家公務員の団体（法人であるものに限る。）の項、財団法人（民法第三十四条

(公益法人の設立) の規定により設立されたものに限る。) の項、社団法人(民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。) の項及び地方公務員の団体(法人であるものに限る。) の項を削り、同表独立行政法人(別表第一第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剩余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)

の項中「別表第一第一号の表に掲げる」を「別表第一に掲げるもの」に改め、別表第二第一号の表農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関の定義))に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。) の項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削り、別表第二第一号の号名を削る。

別表第三商工組合(組合員に出資をさせるものに限る。) の項及び商工組合連合会(会員に出資をさせるものに限る。) の項を次のように改める。

商工組合(組合員に出資をさせるものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律
------------------------	-----------------

商工組合連合会（会員に出資をさせ

るものに限る。）

別表第三農業協同組合連合会（別表第二第一号の表の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものと除く。）の項中「別表第二第一号の表」を「別表第二」に改め、別表第三農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）の項中「行なう」を「行う」に改める。

（相続税法の一部改正）

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項第四号中「（寄附金控除）」を「（寄附金控除）」に改める。

第六十五条第一項中「法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人」を「持分の定めのない法人（持分の定めのある法人で持分を有する者がないものを含む。次条において同じ。）に、「若しくは監事」を「監事若しくは評議員」に、「第六十六条第四項」を

「次条第四項」に、「当該財産を」を「当該財産の」に、「遺贈した」を「遺贈をした」に改め、同条第二項中「法人」を「持分の定めのない法人」に改め、同条第三項中「規定する法人」を「規定する持分の定めのない法人」に、「当該」を「同項の」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の法人から特別の利益を受ける者の範囲、法人から受ける特別の利益の内容その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項中「（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を削り、同条第二項中「（その提供に係る財産の価額が法人税法の規定によりその提供を受けた者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を削り、同条第四項中「法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人」を「持分の定めのない法人」に改め、「（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を削り、「「法人」を「持分の定めのない法人」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

6 第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（地価税法の一部改正）

第四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号イ中「民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）」その他の法令の規定により当該主務官庁の」を「その」に改める。

別表第一第二十一号口中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「「公益法人」を「「公益社団法人等」」に、「公益法人が」を「公益社団法人等が」に改める。